2　法第五十七条第十一項において準用する同条第十項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　復興一体事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものとする。）並びに事業計画の認定の年月日

二　前項第一号又は第二号に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三　変更の認定の年月日

（認定を要しない事業計画の変更）

第十三条　法第五十七条第十一項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　都市計画において定められた都市施設（都市計画法第四条第五項に規定する都市施設をいう。次号において同じ。）その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの

二　都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。）の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの

三　施行地区の変更に伴う事業計画の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四　幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

五　道路（農業用道路を除く。以下この号において同じ。）又は水路（農業用用排水施設を除く。以下この号において同じ。）の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

六　道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

七　公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

八　法第五十七条第一項第二号に掲げる事業により新設し、又は変更される農業用用排水施設又は農業用道路の総延長の二十パーセント未満の変更

九　法第五十七条第一項第三号に掲げる事業の施行に係る土地の地積のおおむね十パーセント未満の変更

（津波復興住宅等建設区への換地の申出）

第十四条　法第六十二条第一項の申出は、別記様式の申出書を提出してするものとする。

2　前項の申出書には、法第六十二条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（津波復興住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第十五条　法第六十二条第四項第一号の農林水産省令・国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

別記様式（第十四条第一項関係）

津波復興住宅等建設区換地申出書

年　月　日

殿

申出人　住所

氏名　　印

東日本大震災復興特別区域法第62条第１項の規定により、下記の宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考

1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2　申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

○国土交通省令第三号
環境省
農林水産省令第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十九条第七項及び第八項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

国土交通大臣　前田　武志

環境大臣　細野　豪志

農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

（協議会が組織されている場合における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及び同意）

第一条　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十九条第七項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。次条において同じ。）は、協議書に復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。次条において同じ。）に記載しようとする法第四十九条第四項各号に掲げる事項（同条第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載した書類その他農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを復興整備協議会（法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会をいう。）及び被災関連都道県知事（法第四十七条第二項第二号に規定する被災関連都道県知事をいう。以下この条及び次条において同じ。）（法第四十九条第八項第一号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者（法第四十七条第四項第十三号に規定する公共施設管理者をいう。）に提出するものとする。

（協議会が組織されていない場合等における復興整備事業に係る許認可等の特例に関する協議及び同意）

第二条　法第四十九条第八項の規定により協議をし、同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同条第四項各号に掲げる事項（同条第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載した書類その他農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを被災関連都道県知事（同条第八項各号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。